



## 家庭でできる子育て支援 新宿区の『子どもショートステイ』 協力家庭になりませんか？

子どもショートステイ 協力家庭とは？	保護者の入院、出産、介護、出張、育児疲れ等で、昼夜を通してお子さんを養育する方がいないときに、そのお子さんをお預かりする制度です。協力家庭には1泊につき10,000円が支払われます。
どんな人がなれますか？	区内在住の方で18歳以上の同居人がいる方（要研修受講等、詳しくはお電話でご相談ください）
対象のお子さんは？	区内在住の生後60日から18歳未満のお子さん
どんなことをしますか？	保育園、小学校等への送迎ともに、ご家族の一員として衣食住をともにし、お子さんに合わせた遊びや学習の支援をしていただいています。

※午後5時～10時にお子さんをお預かりするトワイライトステイ協力家庭も募集しています。

### 【問い合わせ先】

新宿区立子ども総合センター 総合相談第一係 ☎ 03-3232-0675

里親は、社会的養護が必要な子どもたちに「家庭」という居場所を届けます。

## 里親になりませんか？ 東京都の里親『養育家庭』制度

里親の種類	養育家庭（里親）	親族里親	養子縁組里親
	養子縁組を目的とせず、様々な理由で家族と離れて暮らす0歳～18歳までの子どもを一定期間預かり育てる里親です。	実親が死亡などにより養育が出来ないなど、一定の要件を満たす子どもを祖父母などが養育する親族家庭です。	養子縁組を目的として、養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを養育する家庭です。 *25歳以上の夫婦が対象。
	<b>専門養育里親</b> 専門的なケアを必要とする子どもを一定期間預かり育てる里親です。		
	<b>養育里親（親族）</b> 実親の死亡などにより養育が出来ないなどの一定の要件を満たす子どもを、養育する扶養義務者でない親族家庭です。		

### 里親になるには

- 心身ともに健康な方。
- 都内在住で家族構成に応じた適切な環境（部屋の広さ）があること。
- 経済的に困窮していないこと、原則として世帯収入が生活保護基準以上であること。
- 年齢制限はありません。
- 同居人及び親族が、子どもの受託について十分な理解を有していること。

\*その他にも、要件があります。

子育て中の方も  
子育て経験のない方も



詳しくは

里親ナビ

で検索



東京都 福祉局 子供・子育て支援部 育成支援課

### 相談から登録まで

相談

研修

申請

家庭  
調査

審査

認定・  
登録

### 【問い合わせ先】

二葉・子どもと里親サポートステーション  
東京都児童相談センター

☎ 03-3351-3108

☎ 03-5937-2316